

昭和三十一年四月七日(火曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事小川 平二君 理事小川 久雄君

理事始関 伊平君 理事中川 俊思君

理事早稲田 柳石三郎君 理事板川 正吾君

理事中村 重光君

遠藤 三郎君 小笠 公昭君

小沢 辰男君 岡崎 英城君

海部 俊樹君 神田 博君

小宮山重四郎君 田中 龍夫君

中村 幸八君 長谷川四郎君

南 好雄君 村上 勇君

大村 邦夫君 加賀田 進君

桜井 茂尚君 沢田 政治君

島口重次郎君 藤田 高敏君

森 義親君 伊藤卯四郎君

加藤 進君

出席國務大臣

通商産業大臣 福田 一君

出席政府委員

通商産業政務次官 田中 榮一君

通商産業事務官 宮澤 鉄藏君

(大臣官房参事官)

通商産業事務官 加藤 悌次君

(鉱山局長)

委員外の出席者

通商産業技官 斎藤 正次君

(工業技術院地質調査所所長)

参考人

(日本鉱業協会 委員長) 新井 友藏君

(日本鉱業協会、中小企業対策推進本部副本部長) 宮崎 茂薫君
専門員 渡邊 一俊君

四月七日
委員砂田重民君辞任につき、その補欠として大石八治君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

金属鉱物探査融資事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

○二階堂委員長 これより会議を開きます。

参考人出席要求の件についておはかりいたします。

理事会において御協議願いましたとおり、内閣提出の金属鉱物探査融資事業団法の一部を改正する法律案の審査並びに中小企業に関する件についての企業倒産に関する問題の調査のため、参考人から意見を聴取することとし、人選、日時等に関しましては、委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○二階堂委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○二階堂委員長 内閣提出の金属鉱物探査融資事業団法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑の通告がありま

すので、これを許可いたします。沢田政治君。

○沢田委員 私は、この前は主として地質の面から御質問いたしたわけでありまして、きょうは法案の内容につきまして御質問いたしたいと考えてるわけですね。時間がございませんで、一応質問の要点をまとめてきてお

りますので、答弁のほうもあまり長くむだな答弁をしないようにお願いしたいと思ひます。

まず第一点として、法案の第二十条の七、八に、地質構造調査に要する費用の一部を、その地域の全部または一部をその区域に含む都道府県と、その地域内に存する鉱業権であつて、当該金属鉱物を目的とするものにかかわる

鉱業権者に負担させる、こういう規定があるわけでありまして、私はこの規定そのものの矛盾というものよりも、むしろこの具体的な負担はどのような基準とどのような比率において負担させるか、まず第一にお聞きしたい。

○加藤政府委員 現在考えておりますのは、これは政令で定めることになつておりますが、国が全体の経費の六割を補助金として出し、残りの四割を、それぞれ二割ずつ関係の都道府県、それから関係の鉱業権者が出す、こういうことにしております。

○沢田委員 そこで、負担金について都道府県、地方自治体に負担させると

いう考え方は一応わかるわけでありま

すが、しかしながら、鉱業権者からも負担金をとることは私としては非常に矛盾があるのではないかというように考

へるわけでありまして、というのには、鉱業権者の利害の問題、負担能力の問題、こういう問題から非常に負担能力がない、また負担するのならばやってもらわれないほうがいいというような苦情や異議がたくさん出てくる可能性もあると思うわけです。そうなりますと、地質調査がいろいろな障害にぶつかるとはならないかというように考へておるわけですね。たとえばフランスの例なんかを見ても、鉱業権者から負担金をとつておられないわけでありまして、そういう意味で、私は諸外国のそういうような制度を参考として見た場合でも、これは国と地方自治体がなすべきじゃないか、利害関係者からみるということになる、なかなか利害関係者と国、自治体の意見というものが非常に錯綜して、目的に対して大きな障害を来たすのではないかというように考へるので、この点についてどう考へますか。

○加藤政府委員 私ども実は予算要求の段階では、関係の鉱業権者にこの費用の一部を負担させないで、国と府県だけでやりたいという要求を出したわけでございますが、関係の当局、大蔵省あるいは法制局等といういろいろな論議をいたしました結論がこの法案になったわけでございます。それで、こういう負担金をとる考え方でござい

が、公共事業等にございましていゆる受益者負担金に全く性質の似たものである。普通本来からいへば、こういった限界は非常にむずかしいわけですが、鉱業権者がそれぞれやらなければいけないような仕事を、ある程度まで国の政策目的に即応して、国と府県と協力いたしましたやうなことでございまして、結果的には関係の鉱業権者が利益を受けるわけでございます。そういうことになると、この事業団の今後とも対象になっていく地域は限られるわけでありまして、そういう地域に入らない鉱業権者との不公平の問題、こういった問題も出てまいりますので、受益者負担金的な考え方と負担の公平といったような見地から、先ほどお答え申し上げました二割の金額を関係の鉱業権者も持っていたいただきたいということになったわけでありまして、ただいま御指摘の、鉱業権者の中には、個人の鉱業権者で負担能力が非常に薄弱であるという方もずいぶんいらっしゃるのではないかというふうにも感じますので、負担金の徴収の金額の割りつけの方法なりにつきまして、十分業界と話し合いをいたしまして、たとえば当該鉱業権者の鉱区面積であるとか、あるいはその鉱区の中に何本ボーリングをするかになるかといった、単に形式的な基準で金額をきめるということだけではなくて、個々の鉱業権者の負担能力も十分に勘案したところで、無理のないような金のとおり方をいたしたいというように考

えておるわけにあります。

○沢田委員 さらに質問を進めますが、第二十条の十の納付金の考え方に
ついてお尋ねしたいと思います。地質

団の財源の蓄積としてそれを拡大していく、こういう方向をとるべきじゃないかと思うわけけれども、いかがですか。

方に基づいてこのような規定に相なつたわけでございます。

○沢田委員　現在の法律では国庫に納付しなければならぬということは知つ

たがって、そういう点に對する考え方を聞きたい。このように考えるわけですか。

○加藤政府委員　ただいま御指摘のよ

○沢田委員 たとえば事業団で鉱床を
発見した、その鉱床を発見した地区には
また鉱業権を何人も設定しておらなかつ

○沢田委員 たとえば事業団で鉱床を
発見した、その鉱床を発見した地区には
また鉱業権を何人も設定しておらなかつ

100

100

100

100

100

100

100

なった場合はそういうことは考えておりません。で、鉱業権そのものを適当な第三者に売却し、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○沢田委員 それじや、鉱業法との関係においては別に問題は出てこないわけですね。

○加藤政府委員 そのとおりでございます。

○沢田委員 売つ払うと言つておりませんけれども、売つ払う、賃貸、いろいろあるわけでありまして、相当有望なものに売却したとして、相当有望なものであれば何億と売れるわけですね。その事業団が売った金の処置はどうしますか。先ほどの問題と関連してくるわけですね。

○加藤政府委員 私意見としては、あくまでも事業団の財源にして、そうして事業団の採鉱事業を促進していくべきである、こういう考え方を保持しておるわけですが、売つた場合、金の行くえはどうなりますか。

○加藤政府委員 利益が出た場合、それを翌年度に繰り越して使用するということは、先ほど申し上げました条文がございまして、これは認められないわけでございます。したがって、もしその金をこの規定によって返すということになりますと、先ほどお話しのように、鉱業権者が全然ないというお話でございますから、国庫と関係都道府県に返す、こういうことに相なると思っています。

○沢田委員 最近の新聞でありましたけれども、今度省令によって規定すべき対象鉱種に水銀を加えるという点が出ておりましたけれども、水銀以外に、対象鉱種にすべきであるというふうな鉱種はたくさんあるわけですね。水

銀のみを一つピックアップして入れたというのとはどういう検討に基づくのか、説明願いたい。

○加藤政府委員 あるいはきょうの新開記事にそういうのがあったのじやないかと存するわけでありまして、たゞいまお話しの水銀を追加するというのは、事業団法に基づきます金属鉱区の指定ではございまして、金属鉱業等安定臨時措置法に基づきます鉱種の追加でございまして、この事業団法とは関係がございませぬ。

○沢田委員 第二十条の二の二項で、「実施計画案を公表して、これにつき意見を有する利害関係人（当該地質調査を行なう地域内に存する鉱業権に係る鉱業権者及び租賦権者並びに当該地域内の土地又はその土地に定着する物件につき所有権その他の権利を有する者をいう。）に対し、意見書を提出する機会を与えなければならぬ。」というようにあるわけでありまして、この場合、提出された意見はどの程度検討されるか、この点について具体的に答え願いたいと思つてます。

○加藤政府委員 この条項に基づきましてどういふ意見が出てまいりますかというところでございまして、私も、具体的にどういふ意見が出るかどうかはわかりませんが、その地域をこの辺まで広げてもらつたらどうか、あるいはこの地域についてはボーリングは要らないから、こちらにボーリングをしでもらつたほうがいいじやないか、おそれる出てくる意見はそういった性質のものじやなからうかというふうに予測をいたしておるわけでありまして、私

どもの考え方といたしましては、そういった関係の鉱業権者なりあるいは土地所有者等の御意見にも傾聴すべき点多々あるのじやなからうかというふうな存するわけでありまして、この精密調査の本来の趣旨を貫徹することとは大前提でございますが、その範囲内においてはできるだけ尊重いたしてまいりたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○沢田委員 省令によって決定されておるところの鉱種の問題について、四鉱種しかないわけでありまして、四も、簡単にこの際申し上げておきますと、たとえば鉄鉱、金、まあ水銀は今度入るようでありまして、けれども、硫黄、それから硫化鉄、タングステン、モリブデン、石膏、石棉、珪石、耐火粘土、これは岩手県にあるわけでありまして、これは岩手県にあるわけでありまして、けれども、こういうものも含むべきであるという意見を持っておること、この際申し上げておきたいと思つておるわけでありまして、現在新鉱種採掘補助は中小企業に行つておりますけれども、財政の融資の対象にはなつておらないわけですね。したがって、大企業の場合にはある程度自己によつても採掘能力を持つておるわけですね。ところが中小企業になればなるほど、危険度が多い採掘ということからいって、なかなかでき得ないわけですね。したがって、やはり中小企業に対しては融資の措置、道というものを当然やるべきである、こういうふうな考えでおるわけですね。たとえば中小企業の問題でずっと長い間最近まで議論したわけでありまして、けれども、やはり事業鉱山についても中小企業というものについては非常にめづかしい金融措置とか、そういうものが

とられておらぬという点を非常に遺憾に考へるわけですね。したがって、将来の問題として、特に金属鉱山の中小企業の場合は危険が多いから、何億という金をばくちのように、投機のようにつぎ込むということは不可能だと思つて、したがって、これに対して金融措置を講ずる考えがあるかどうか、お聞きしたいと思つてます。

○加藤政府委員 事業団ができました、大手の鉱山に対する採掘資金の融資をやろうということになる場合に、いま御指摘の点、いろいろ議論になつたわけでございます。それで、その議論の結果整理いたしましたのは、中小鉱山に対しては採掘費の半額を融資ではなくて補助金としてくれてやろう、補助金でございまして非常に負担が軽くなる、半分で済むということでございます。まして、負担が軽くなる、大手につきましては、従前の補助金をやめにくくしまして、これを融資ベースに切りかへるということ、この業務方法書には大体大割、場合によっては七割を限度にして融資をしよう、こういうこととに相なつておるわけでございます。と、先生の御指摘のような議論も当然あるかと思つてございまして、現在の補助金の対象になつておる中小鉱山に対して、さらに残りの金額についてこの事業団を通して融資をするという考えは目下は持っておらないわけでございます。私も、大手といわず中小といわず、非常に資金的に困つておりますので、そういった面の一般的な金融問題についてはかねていろいろと配慮をいたしておるわけでありまして、幸い中小鉱山につきましては、たしか一昨年じやなからうかと思つてますが、全

国を地域といたします協同組合が設立されまして、協同組合に対する、あるいは組合員に対する商工中金等の中小企業関係の金融制度を現在までかなり活用してやつておられるわけでございます。金融の問題は、全体として考えれば当然採掘のほうにも金が回るのじやなからうかという考え方で、今後ともそういう面からの中小鉱山に対するお手伝いをできるだけ進めてまいりたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○沢田委員 まあ三億ぐらいの——ぐらゐというのにはぼくは軽視する意味ではないのですけれども、鉱山というのはの持つ特殊な産業の状態、内容というものからいって、これで中小企業に對してもやることをやつてやうだ、どういふことじやないと思つてますよ。これでは非常に微々たるものだと思つてますよ。したがって、そういう面についての特段の研究をお願いしたいと思つてます。

それでは最近、銅、鉛、亜鉛の建て値が国際的な関連において高騰しておるわけですね。この理由として、どういふ面から——たとえば海外の相場というものが若干上がった、この背景というものをどう考へておるか、お聞きしたいと思つてます。

○加藤政府委員 ただいま御指摘のようによつて、亜鉛等につきましては、昨年の初頭以来非常に国際価格の上昇もございまして、大体五割くらい上がつてきておる。こういう関係があるわけでありまして、また銅につきましては、ことしになりましてから非常に顕著な値上がりをしていておるわけでございます。大体現在まで三割くらい上がつて

おるのではなからうか、こう思っておるわけでありませう。これは世界的な現象でございます。この前の世界的な不況は、ある程度そういった金属関係の生産の面における生産減というものがあつたのではなからうかという感じがいたすわけでありませう。そこへ最近急に需要が旺盛になりまして、鉛、亜鉛の話を伺つてみますと、いままでわれわれ考へなかつたような新規の需要等が出てまいりました。御承知のように、鉱山というのは非常に生産に弾力性がないうわけでございます。需要が急に旺盛になつたからといって、それに十分即応するだけの生産の増加ができませんというふうなことも相なつて、現在のような世界的な価格のいわば暴騰の現象を来たしてゐるのではなからうか、こういうふうにかゝるわけでございます。

○沢田委員 イギリスとかベルギー、フランスが、北ローデシア等、アフリカに入つて、相当増産をやつておるわけでございますが、ちょうど北ローデシアの労働協約の改定期は今年に当たるわけでありませう。そこで、特に北ローデシアの労働協約の改定期になるといふと、相当増産が伴うわけですね。特に近時は北アフリカでほとんど独立してゐるような関係から、民族主義というものが非常に台頭してゐる、こういう関係から、非常に純粋な経済闘争よりも民族主義的な闘争の傾向が強まつておるわけですね。たとえば、白人と黒人の労働条件の差を見ても、約十分の一です。この十分の一というのは、この前の大ストライキをやつて、相当戦つて十分の一になつたわけですね。そういうことから非常に民族主義的な様

相を強く持つてきておるわけですね。そういうような意味で、今年も相当長期にストライキがやられるんじゃないか、そういうような思惑。

もう一つは、ぼくはどうかとも金属鉱産物のロンドン相場というもののついて非常に疑問を持つておるわけですね。生産の規模とかそういう内容から見ても、あそこ相場をきめること自体がおかしいんじゃないか、こういう疑問を持つておると思つてゐるわけですね。これは非常に難をするわけではないけれども、共産圏あたりもあそこを利用するわけですね。高いつきと低いつきをかうとか、そういうことで、ロンドン相場に對して、あそこが非常に適正な建て値をきめる一つの基準になつてもいいのかどうか、その点についてどういふ見解をお持ちですか。

○加藤政府委員 ただいま御指摘のうちに、最近のロンドン相場、特に銅の相場には、多分にそういう投機的な様相があるやに聞いております。したがうして、こういうものを基準にして国内の建て値等をきめるということ、非常に危険であるわけでございます。そして、そういう面は非常に慎重に考へる必要があるというふうにかゝる考へるわけでありませう。銅の建て値は、これに入りましてからすでに三回の改定をやつておりますが、この改定は、ただいま御指摘のロンドンのLME相場、これを基準にして改定をしたというわけではございませんで、ただいま御指摘の北ローデシアのメーカーの建て値の改定、これはアフリカだけでなくて、カナダ、アメリカ等でもあつた。実質的な売買がこれで行なわれる

であらう値段であるということに基づいて、そういうものを参考にいたしまして、国内の需要家とも話し合ひをいたして改定をいたした、こういういきさつに相なつておるわけでございます。

○沢田委員 アフリカの産銅地帯の方々と私も会つたことがございますけれども、最近も人を介していろいろお話を聞いておるわけでありませうが、特にアフリカの場合には、政治的には独立しておるけれども、経済的にはまだ完全に独立したという立場にないわけですね。したがつて、これに對して強い不満を持つておるのは当然だと思つておるわけですね。したがつて、イギリスとかフランスとかベルギーとかなく、大体似通つておる日本人にとつてやつてほしいという希望を非常に持つておるわけですね。これは率直に言つておるわけですね。ただその場合、向こうから原料を持つてきてやるといふこと、いかぬと思つてゐるわけですね。やはり向こうに製錬所をつくつてやる、そうしてあがつた鉱石をこつちへ持つてくるというふうなことも考へなきやならぬわけですね。やはり植民地的なやり方じやいかぬと思つてゐるわけですね。したがつて、たとえば海外に對する鉱石の買い付けとか、いろいろな政策を考へておるやうでありますけれども、これは必ずしも遠い将来になるかどうかかわりませぬけれども、そういうことに對する構想とか考へ方があつたならばちよつとお聞かせ願ひたい。

○加藤政府委員 御承知のように、国内の金属鉱産物に對する需要は非常に今後伸びてまいる見通しを持つておるわけでありませう。そういうことになる

と、どうしても相当の部分で原料の鉱石なりあるいは製品の地金というやつで輸入する必要があるわけでありませうから、ただいまわれわれが努力をいたしておりますのは、国内の製錬所をやはり相当合理化する必要があるわけでございますが、そのためにはある適正な規模が考へられなければいけません。そういう適正規模を前提にいたしまして、国内だけの鉱石では足りないわけでありまして、その足りない部分を海外から持つてくる、その鉱石をいかに有利に、あるいは安定的に確保するかといふことにいま重点を置いておるわけでありませう。御承知の海外鉱産会社はじめ、その他各企業において最近いは融資開発という方向で努力をいたしておるわけでありませう。さらに一歩前進して海外で経済協力、技術協力のかつこうで地金までするといふいまのお話でございますが、これは目下のところまだそこまで手が届きかねるという状況でございます。現に西アフリカあたりから特定の鉱種を買い集め、さらに現地における加工についてのお話もあるやうであります。日本は今後そういうお話がだんだん出てまいりましたら、どうするかといふことで検討してまいりたいというふうにかゝる考へております。

○沢田委員 ちやうど日曜の日だつたと思ひますけれども、選挙区に帰つておつたわけなんです。たとえばNHKのニュースで、おそらく東北方面で、こういうふうなニュースがあつたわけでありませうけれども、はたして鉱業試験所を設立する考へ方を具体的に

持っておるのかどうか。NHKが一方的に推測してああいうニュースを流したのかどうか、この点をお聞かせ願ひたい。

○加藤政府委員 この前の御質問にもございましたように、黒鉱の処理についての技術的な研究がまだ十分でございまして、こういった面も相当今後積極的に国としてもやる必要があるんじゃないかという感じがいたします。しておるわけでありませう。何と申しましても東北は鉱物の豊庫と申します。北鹿地帯もその一例でありませうが、あ東北の鉱業界で、そういう点から東北の研究をする機関を東北に設けてほしい、こういうお話も実は最近伺つておるわけでございます。これにつきまして、いままさうするといふ考へ方は私自身として持つていないわけでございますが、いざれお話を伺ひまして、今後どういふ方向でまいるか検討したいといふふうにかゝる考へております。

○沢田委員 その場合、私はやはりそういうものを設けるべきだと思つてゐる。というのは、この前もお話したやうに、黒鉱は分解して回収するには非常に複雑な鉱種であるわけですね。そういう意味からも、国家がそういう試験所を設けるべきだと私も考へておるわけですね。その鉱業試験所を設けた場合でも、ただ學術研究のような象牙の塔になつてはいかぬと思つてゐる。したがつて、そういうものをつくるならば、やはり現地につくる必要があるのじゃないか。たとえばいまの秋田大学の前身である鉱山専門学校でやつたやう

持っておるのかどうか。NHKが一方的に推測してああいうニュースを流したのかどうか、この点をお聞かせ願ひたい。

に、これは秋田県に一つだけあったわけですね。そういうわけで現地に赴いてひとつ鉱石を採取して実地に研究するというところでなければ、東京や仙台にそういうものを一つとっても、単なる研究機関、生産に役立たない研究機関になる可能性があるわけで、私の意見としては、つくるならばやはり現地の秋田とか大館とかにつくるべきじゃないかと考えておるわけです。ただその場合に、そういう試験所をつくるという仮定に立つて考えるならば、タスクフォースのように、専門家を各所からずつと集めて御協力を願うという方法も必要じゃないか。同和なんか非常な経験のある人がおるのだから——そういうふうに考え方が具体的じゃないから、そこまで考えがいかにもしなげけれども、もしあったら、どういふふうにしてその機能とか機構とか、人的な配置をやるのか、そういう点を念のために伺いたいと思います。

○加藤政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、東北の鉱山業界でそういう御要望があることはまだ正式に具体的な話を伺っておらないわけでありまして、それからさっきもお答えいたしました黒鉱の処理の問題について、かつて工業技術院の傘下にありました試験技術研究所で取り上げたいきさつがあるわけでありまして、そういう過去のいろいろないきさつ、あるいは現在における業界のそういった面の研究体制と申しますか、そういった点をいろいろ勘案いたしまして検討したかどうか。これはまだ御要望も聞いていない段階でございますので、私のほんとうの個人的な感じでございますが、そういうふうにお思っておるわけでありまして、

けであります。

○沢田委員 それから法案の第一条の問題ですが、たとえば電発の場合でも、目的と現在というものが非常に違っており、また石油開発の問題でも、当初は石油のほうはガス、石油資源開発のほうは石油開発となっており、けれども、ある部分については競合するということ、目的を明確にしておかなければ、目的と結果が、違うような結果が出てくる可能性が非常に強いわけですね。したがって、そういうことを考慮に入れて私も質問したいわけですね。けれども、目的にはただ「等」という字で非常にぼかしておる。これは前の附帯決議あるいは本会議における決議を見ても、探鉱事業というものを明確にしておるわけですね。なぜ「等」の中にこういうものを含まれるかという点を明確にしてもらいたいと思うのです。たとえば第三章の業務の規定も、探鉱融資業務に関連して必要な場合というふうな、どうしても解釈できるような非常に抽象的なものになっておるのですね。これを明確にする必要があるのじゃないかと考えてますけれども、いかがですか。

○加藤政府委員 今度の新しい事業をするにつきまして、いままでの法律と表現のしかたが変わっておる点が多いところあるわけでございますが、その第一は、法律あるいは事業団そのものの名前でございます。これは御承知のこととくいままでは融資事業団ということであったわけでありまして、これは融資業務も探鉱の促進に資するという趣旨でございます。今度新しく行なう精密構造調査も、やはり同じ探鉱の趣旨から業務に加えるわけでありまして、そ

ういった面を広く含む意味で、促進事業団というふうにしたわけでございます。

それから業務の書き方で二項、二項と別に書きまして並べてあるわけですね。まず、先ほど御指摘のような貸し付け等の業務ということで、今度新しくふえてまいります精密構造調査、これを「等」の中に含めておるわけですね。先生御指摘のように非常にばく然としておる。しかも本来はやはり融資事業が本来の仕事であって、付随的にこの事業団の新しい精密構造調査をやるのではありませんかという感じを抱かせるような表現であることは、確かに御指摘のとおりであるわけですね。私も、私どもは、確かに感じとして、この表現にございまして、融資業務に関連して行なうということでございます。その中で、そういう感じがしておるわけでございますが、実際の運用といたしましては、この前、大臣から御答弁申し上げましたように、ちょうど車の両輪のように両々相俟って、名前の示すごとく探鉱を促進したいというふうなことでおるわけでございます。

さて、この第十八条二項の表現は、要するに融資業務なりあるいは精密構造調査の業務がでんでんばらばらに無関係に行なわれてはいけなくて、お互いに相補いながら有機的に関連させたらどうか、そういうことによつて資金の有効な効率的な使用に資したいというつもりでこういう表現になっておるわけでございます。御了承いただきたいと思ひます。

○沢田委員 ちょっと納得できない面もありまして、時間がまいりま

したので質問を終わるわけでありまして、けれども、私、考えてみますと、この鉱業政策については最近緒についたわけですね。りっぱな政策だとは言えないと思うわけですね。したがって、たとえば亜鉛の生産でも、世界的に見るならば非常に位置が高いわけですね。二位ないし三位で、鉛についても八位くらいになつておると思ひます。消費の面については、鉛の場合はドイツを抜いて二位くらいになつておるわけでありまして、金属鉱物は基礎産業であるという観点から、もっと充実した前向きな政策をとる必要があるのではないかと、そういう点を強調したわけでありまして、これで質問を終わります。

○二階堂委員長 板川正吾君。

大臣が参議院の商工委員会と呼ばれておりますから、簡単に願ひます。

○板川委員 大臣に一言だけ伺ひたいのですが、前回の委員会でも、始末委員の質問に答へまして、鉱床補てん準備金というものは検討に値するかどうかという大臣の答弁でしたけれども、鉱床補てん準備金制度をつくれということは、前に本委員会でも可決をされた決議の中にもその趣旨があるものであります。これは日本の鉱業の安定的な発展のためにぜひ、その場の答弁のされただけではなくて、真剣にひとつ検討していただきたいということ、院の決定でもありますから要望いたしておきます。

それとやや関連した考え方なんですけれども、いま沢田委員が申されましたように、最近非鉄金属関係は非常に好況であります。好況といつてはおかしければ、とにかくいままでえらく景気が悪かったのが、海外相場の高騰に

よつてたいへん上向きになってきて、いい。しかしこの数年間のうちに、常に上がった下がったりしておるわけですから、いいときにうんと配当したり税金をうんと払つたというようになって、悪いときになるともう万歳だという形では、どうもこういう鉱山の安定的な経営は成り立たぬじゃないか、だからこういう制度もひとつ検討願ひたいと思つておるのですが、それは、最近のようないきさつがさらに続いている場合には、将来の価格変動に備えた準備金制度というのを考えたらどうか。その例は、御承知のように電力に過水準備金という積み立て制度があります。これは長い間天候の関係で異常な過水のときにはたいへんな金がかかる、しかし満水の場合にはコストの安い電力がつくれるというところで、過水期に備えた準備金制度があります。今度のこういう非鉄金属の場合にも、非常に調子のいいときに蓄積した金があるいは不測の事態で——今度いつ暴落するかわかりませんから、そういう場合に備えた積み立てを社内留保させるという制度をつくつたならば、鉱床補てん準備金と相まって、こういう非鉄金属等の変動の激しい鉱業の安定のために役立つのではないかと申すのでありますが、その点に關する大臣の御見解を伺つておきたいと思ひます。

○福田(一)國務大臣 お説のとおり銅、鉛、亜鉛というような鉱物は価格の変動が非常に激しくて、したがって、経営上もそのためにいろいろ困難を來たしておる事情もあり、それがひいては労働問題等にも影響を与えております。われわれとしても板川委員のお説

には賛意を表するものでありまして、何らかの意味で——いまい少し景気がよくなったといつても、過去の赤字を埋めるのが精一ぱいで、まだとてもいい配当などというところへはいかぬと思ひますけれども、これでも半年以上この市況が続きますとかなりカムバックできるのじゃないか、そういうことを考えて、この際景気のいいときにこういう問題を考えるのは非常に重要なことであらうと思うのであります。したがって、そういう意味で努力いたしたいと思ひます。

○二階堂委員長 大村邦夫君。

○大村委員 私の前に沢田さんや板川さんからいろいろきめのこまかい質問がありましたから、そう多く言うこともないと思ひますが、若干ダブるかもしれないけれども、御了承いただきたいと思ひます。

地質調査所の広域調査と事業団の行なう地質構造調査との違いです。これは私が説明するまでもなしに、広域調査と地質構造調査はどちらも民間企業の行なう探鉱に指針を提供する、つまり民間の行なう探鉱を合理的に促進するのを目的としておるということが申されております。ただ、その内容として、たとえば広域調査は二十キロ範囲、あるいは地質調査は一キロ範囲というように、範囲は若干違います。が、いずれにしても探鉱を直接の目的としていないことは事実でありまして、そういうものが一方では政府の地質調査所、それから一方では事業団のほうで行なうというように、ばらばらでやらなければならぬという理由は一休何か。これは鉱業審議会の答申の中にもあるのですが、この種

のものは国または国の機関で実施すべきであると考えられることも述べております。なるほど事業団は政府が出資をして、いわば政府の準機関みたいなものですが、一方調査所のほうは純然たる国の機関であります。そういうものが広域と地質構造調査と、異なった機関で関連する事業をやらなければならぬという理由をお尋ねしたいのです。

○加藤政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、地質調査所も、いわゆる広域調査とわれわれいってありますが、探鉱の前提になるようなボーリングを含めた地質の調査をやるわけでありまして、今度新しく事業団で行なうとするのも、個々の企業が企業のリスクにおいて探鉱するその前段階として、その指針を与えるような意味での精密な構造調査をやるわけでありまして、地質の構造を調査するということ意味では同じであるわけでございますが、私ども、地質調査所の一般的な業務との関係等からいまして、今度の事業団で行なうとするようないわゆる精密調査まで地質調査所で行なうことがいかにどうかということを実は検討いたしましたわけでございますが、先ほど沢田先生からも御質問がございましたように、これは地質調査所が行ないます地質調査、ボーリング等と比べまして、さらにそれをあつた特定の地域に集約的にじゅうたんボーリングをやるわけでありまして、かなり狭い地域にやるわけでありまして、先ほど御質問のあった金受益者負担という関係で、関係の都道府県なりあるいは関係の鉱業権者から何がしかの出捐を願うというかつこ

うにいたしておるわけでありまして、これを国の予算でまかなう仕事を行なう地質調査所の中でやるよりも、せっかく事業団もあるわけでございますので、そういうところで、はっきりと経理等も行なうことが可能でございますので、やたらどうかということ、全般的に申しますと、いわゆる大構造調査、広域調査は普通地質調査所で行なう、その結果探鉱物の胚胎しそうな、いわゆる小地溝構造と申しますか、これが発見を目的にして、特定の集約した地域について事業団がいわゆる精密構造調査を行なうというふうに整理をいたしましたわけでありまして、

○大村委員 ただいまの御答弁には十分納得しかねるのですが、私も専門家でありませんからよくわかりませんが、

ものの、広域調査は大体二十キロでやるので、それからさらに範囲を集約して事業団が地質構造調査をやるので、それはなるほど内容的には違ひがございせん。しかし、広域調査をやつたその資料に基づいて、ある特定の地域を一キロなら一キロ間隔でやる、これは関連があると思ひます。そうしますと、あなたの御答弁を聞いておると、何か事業団の行なう地質構造調査については、これは政府だけの出資でなくて鉱業主にも負担をかける、つまり理由は、予算的な面から切り離してあるようにしかとれないのです。先ほどの業務の範囲のところ、必要な場合というのがあると思ひます。この必要な場合というのは、融資と探鉱とが関連連しておるからというところでありますが、そのことをかりれば、広域調査と地質構造調査というものはきわめて関連の密接なものだと

思ひます。そういう密接なものについて、異なった機関でやるよりも同じ機関でやるほうがより能率的だと私は思ひます。かくあるべきではないという説なら別ですが、あなたはそうお考えですか。別々に切り離して行なわなければならない、異なった機関でやらなければならぬとお考えでしようか。その点についてお伺いしたいと思ひます。

○加藤政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、これに必要な経費の負担の面で、国が直接やる場合と今度の事業団が行なう場合と違うわけでございます。そういう意味から、別な機関でやるということも一つであります。この法律の規定にもはっきりうたつてありますように、事業団の行なう精密構造調査はそれだけ単独でやるわけじゃないで、もう一つの重要な業務であります探鉱のための融資業務、これと関連連さず、相補いながらやろうという趣旨があるわけでありまして、そういう趣旨からいいますので、そういった趣旨からいいますと、この精密構造調査というのは、融資業務をやる事業団と一緒にやったほうがいいのじゃないか。ちやうど融資業務の關係で、事業団の中には地質關係、鉱山關係の技術者もおられるわけでございますので、同じ技術者が一緒にございまして、それから精密構造調査の面両方いろいろ見るという關係からいたしまして非常に都合がいいのではなからうか、こういう考え方に基づきまして、こういう分担にいたしましたわけでございます。

○大村委員 見解の相違といえは見解の相違かもしれませんが、広域調査と

地質構造調査をある一つの同じ機関でやれば、それぞれ緊密な關係があるのですから、能率的にもロスはない。それから非常に効率的に運営ができる。これを一緒にした場合に、それじゃ今度は事業団が融資を行なつて自主的に探鉱をやる、それはやはり広域調査や地質構造調査の資料に基づいて、その関連においてやるのですから、私の申ししますように広域と地質と一緒に同じ機関でやつても、事業団の融資に別に差しつかえはないと私は思ひます。一緒にしたから事業団には資料を提供しないのだ、それから技術員を派遣したり指導もしないのだ、そういう理屈は私は成り立たないと思ひます。結局つづめて言つと、やっぱり予算上の關係だ。もし予算上の關係なら、昨年の附帯決議にあるいは一昨年の金属鉱物の危機打開の決議、つまり自主探鉱を強化せよ、あるいは鉱業審議会が大臣の諮問を受けて、こういうものは国または国の機関がやるのが妥当だ、こういうことも言われておりますから、私は将来そういう方向に行くべきだと思ひますが、その点はどうでしょう。やはり切り離してやらなければ、融資との關係で都合が悪いのですか。

○加藤政府委員 最初に、同じ一つの機関でやるほうがロスがなくて効率的でないかという御指摘でございますが、地質調査所の行ないます大構造調査と、事業団の精密構造調査につきましては、はっきりと限界を画してあります。しかも、この事業団の行なう精密構造調査の地域の選定なり、やり方を十分活用いたしまして、地質調査所の關係の方も一緒に中に入りまして、

計画を具体的に立てるといふふうなことにいたしてございまして、決して、いま御指摘のようなロスというふうな面はないのではなからうか、こういうふうな存するわけでございまして。

それから、ただいま御指摘の当委員会が昨年の三月、事業団法の御審議を願ったときの附帯決議でございまして、これは事業団自身で、いわゆる自主探鉱も行ない得るようになすべきである、こういうふうな決議でもございまして、私どもはこの決議の趣旨に沿って、事業団自身が本来やるべき方向で考えるべきにならうかということを進めてまいりましたわけでございまして、あるいは考え方によって、この二つの機関の間で仕事の分担をいたしますのは一つの便宜論であるかもしれませんが、先ほど来申し上げておるような考え方に基づきまして、今度の精密構造調査は事業団でやることにいたしましたという結論に到達をいたしましたわけであります。

○大村委員 広域調査の内容と地質構造調査の内容は違いますが、したがってそれに従事する技術屋の知識、そういうものも違う、そのことはよくわかります。しかしお互いに関連のあるものですか、AからBに転ずるような、百八十度の転換というふうなものはないと思えます。要するに常識的なような話ですけれども、そこには、事務所の関係を一つにしても、分割の方法はあるでしょう。私はそういう点ではいろいろ疑義のあるところですが、あなたのとおっしゃるように、じゃ、決議を尊重したとおっしゃるなら、自主探鉱を強化せよという決議ですね、そのとおりになつておるでしょうか、どうでしょう。

うか。予算上からひとつ聞きたいのです。八千万円ですか、それくらいで自主探鉱の強化ということになるのか。あなたが忠実に守ったということですから……。

○加藤政府委員 私ども、現在のこの予算だけでは必ずしも満足をしていないわけではございません。何ぶん初めての仕事でもございまして、本年度は一応これでやってみようとして、その実績等を見ながら来年度はさらに範囲を広げて、仕事の量もふやしていく方向で考えたいというふうに思っております。

○大村委員 参考人が来られたそうです。途中で打ち切りますけれども、私が先ほど、一緒にしたらどうかと言え、いや決議がこうなつておるからそのとおりやつたのだ、決議どおりに自主探鉱が強化されておるかと言え、今年は初めてでございまして、まあまあこの程度で、そういう言いのがれは私はないと思う。もっと発展して言えば、じゃ金利についてはどうでしょう。審議会では金利を七・五%から六・五%にしない。もちろん諮問機関であります。しかし決議の中でも長期低利、こういうことがちゃんと決議されております。そういうことについては守られていないじゃないですか。あなたが完全に守るといふなら、それも守ってください。

○加藤政府委員 まことに御指摘のとおりで、私自身も遺憾であるわけではございますが、本年度の予算等につきましても、この事業団について要求を出しましたのは大ざっぱに言つて三つあるわけではございません。一つは融資業務の範囲の拡大、これは資金量の増加であ

るわけですが、それから第二点は、ただいま先生御指摘の金利の引き下げ等を含めました融資条件の改善、この問題でございまして、それから第三点は、ただいま御審議を願つております新しい業務としてのいわゆる自主探査をやりたいということではございまして、いろいろ関係方面とも折衝をやつてまいりましたわけではございますが、遺憾ながら本年度につきましては、融資条件の改定というところにつきましては実現に至らなかったわけではございます。原資面で新しく本年度の出資を二億もつたというところになつておりますが、この出資をさらに来年度以降逐次ふやしていくということによりまして、いま御指摘の金利の引き下げも可能にならうかというふうな考えをわけでございまして、来年度そういった面の努力をぜひいたしたいというふうに考えておりますので、御了承をいただきたいと思います。

○二階堂委員長 この際、本案審査のため、参考人として日本探鉱協会開発機関委員会委員長新井友藏君並びに日本探鉱協会、中小企業対策推進本部副部長の宮崎茂雄君の両君が御出席になりましたので、参考人から意見を聴取することにいたします。

○参考人 におかれましては御多用中のところ急遽御出席をいただき、まことに恐縮に存じます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。両参考人におかれましては、それぞれ立場から最初に十分程度御意見を述べさせていただきます。後刻委員からの質疑もありますので、それに対しまして忌

憚なくお答えを願います。それでは、まず新井友藏君から御意見を承ることにいたします。新井参考人。

○新井参考人 ただいま御紹介をいただきました新井でございます。探鉱事業団は昨年発足いたしました。おかげさまで昨年中の探鉱実績は非常に上がったと考えております。何と申し上げても、鉱山事業の維持発展には探鉱が重要だということを昨年来申し上げておるわけでございまして、おかげさまで探鉱事業団というものが発足いたしました。昨年中の開発工事というものは、非常に多量なものを開発したと信じております。さらに本年度は、探鉱融資のみならず、この事業団が自主探鉱する。昨年、たまたま地質調査所に広域地質調査という予算がつきました。大体の広域調査の結果は出しましたが、これのあとを追いかけるものとして、さらにこれを究明するものとして自主探鉱の制度ができました。これはまさに意義深いものでございまして、必ずやわれわれが期待するところの成果をあげるものと信じております。

ただ遺憾ながら、探鉱融資でございしますが、現況におきまして、大体鉱山界で使います探鉱資金というのが年間約七十億になつておりますが、このうちで新しい鉱床を探しわける新鉱床探鉱費といつたしましては、そのうちの約四十億を年間使つております。銅につきましては、年間約一千万トン以上掘つておりますので、一トン当たり直しますと約七百円ぐらいかかつておりますが、このうちの約四百円というものは新鉱床探査に使つておるわけで

あります。ただ、この探鉱融資を受けます額が、昨年度が約十五億、本年度が二十億ということを受けておりますが、まだまだ現在の鉱業事情におきましては、これをさらに増額していただくということをお願いしておるわけでございまして、これにつきまして、増額の問題と、それから現在融資を受けております金利が七分五厘ということになつておりますが、大体探鉱融資の性格上、この融資条件につきまして、もっと低利な長期な融資を受けたいというところをお願いしておるわけでございまして、本年はまだその域に達していませんが、この点、十分御審議の上、われわれの要望を満たしていただきたいということをお願いしておるわけでございまして。

以上、私の探鉱事業団につきましての全般的意見を申し上げますが、突然の委員会の御招集でございまして、十分な資料も用意してございせんが、後ほどまた御質問によりまして補足説明をしたいと思ひます。

○二階堂委員長 次に、宮崎茂雄君から意見を聴取することにいたします。宮崎参考人。

○宮崎参考人 ただいま御紹介をいただきました宮崎茂雄でございます。本日は突然のお呼び出しをいただきましたので、十分な資料の持ち合わせがございませんので、したがって意見を申し上げるのはやや抽象的ななるかと思ひますけれども、その点お許しをいただきたいと思います。われわれ金属鉱業は、数年来開放経済に立ち入る前の準備としての、いわゆる自由化対策として、あらゆる努力を重ねてまいりました。この各企業各部

門にわたる合理化、特に企業の核心になる鉄床の調査、こういうものについて深い努力を払ってまいりました。が、ほかの産業と違ひまして、体質の改善とか企業の合理化というものが非常に時間がかかる、こういう点をまず皆さんに御理解をいたして、すべての問題についての御判断をお願いしなければならぬのじゃないか。たとえば、われわれ業界の中に大鉄山と中小鉄山がござりますが、その中小鉄山におきましては、大鉄山全体が国際的に非常に脆弱性を持つておる、この中で特に中小鉄山はそういう要素が大きい。これにつきましては、政府に新鉄床調査補助金として数年間助成金を徐徐にふやしてもらったのでござりますが、これが三十八年度におきまして三億円、雇用の総数が七万人をかかえております。その上に生産量におきましても、鉄種によりましては一〇〇%のものもあり、あるいは六〇%のものもありまして、全体としては四、五〇%のものは出ているはずでござります。そうして新鉄床の探鉱費といたしましては十数億円を要するわけでございます。これに対して政府の補助が三億であります。そうしてその三億の内容におきまして、現在はその所要経費の五〇%となっておりますが、実際はメートル当たりが一萬二千円も一萬三千円も、あるいは立坑の掘さく費は三万円も四万円もかかる、こういうものに對し、とにかく一萬円の想定で五千円しかもたない。経費は一萬四千円もかかるものに對して五千円ということでは、実際は五〇%でなくて、三五%ぐらいにしか及ばない。あつたものは各企業が自分の努力によって補つ

ていく。だから非常に大事な新鉄床の調査補助金にしてなおかつ十分に行き届いた御援助はととのつていない。こういう点は、こちらに鉄山局長さんも御臨席でたいへん申しにくいわけですが、けれども、どうしても、われわれとしては実際の価格から見ても十分、われわれがほんとうに努力すればいいというふうな施策をやつていただかないといかぬ、こういうふうに考へております。これは探鉱費の問題で、全体はいま新井社長さんの話がありましたので触れませんが、どうしてもこの三十九年、四十年におきましては、単価の引き上げと総額の大増の増額をせひやつていただきたいとお願ひする次第でござります。

次に、金属鉄業は国際価格にそのまま直結して、そうしてそれに対処した経営をしていかなければならぬ。ところが、非常に騰落がはげしいのです。私のところでやつておる一つの鉄種の例をとりますと、アンチモニーがござりますが、これが一昨年の十二月から去年の春におきましては、ソ連及び中共ものが、トンが大体百七十ポンドに上つておる。そういうふうな非常に大きな波乱を価格の上に出す。これはまたあつた日には十六万円になつたとも限らぬ。そういうふうに非常に変動のはげしいものが多いわけでありまして、これはどうしてもこういう価格変動に對しては、現在の企業経営の環境からいまして、なかなか大きなところでもないへんじやないか。い

わんや中小鉄山会社におきましては、これはなかなか対処がむづかしい。したがつて従来からわれわれ業界は常にお願ひしておるわけですが、価格安定策としての——自由化というもののから考へると、非常にむづかしいような面もあるかもしれないけれども、日本の重要な産業を守るといふ意味におきまして、この価格安定策としての対外機関の設置等、何らかの措置をもつてこういう不当な、企業努力ではないかんともしがたい問題に對しての政府の御施策をお願ひしたのであります。

それからなお、やはりこれに關連いたしまして、もう一つは、もう一つは、たしめていく上にも、やはり企業が十分な資本蓄積をしていかねばいかぬ。一般的な産業と違つて、非常にいろんな困難な要素をたくさん持つてゐる金属鉄業でござりますから、やはり諸外国——アメリカとかフランスとかというように、金属鉄業に對する税制制度、減耗控除制度、こういうものはぜひ一つ取り上げて、企業の体質の強化策といふものをお認めをいただかなければならぬと思ひます。

なお、そのほかいろいろ申し述べたいことはござりますけれども、要は金属鉄業といふものは体質改善が非常に迅速にいかないとこととござります。そうして、むづかしいいろいろな要素をたくさん持つておる、価格の面で非常な騰落がはげしい、普通の企業経営管理理念だけではなかなか処理しにくい問題をたくさんかかえておられますので、そういう全体的な観点から、政府の総合的な、かつ各問題に對しての理解ある援護措置というものの確立をお願いいたしまして、はなはだ簡単でござりますが……。

○二階堂委員長 以上で参考人の方の意見の陳述は終わりました。

○二階堂委員長 次に、参考人の方々に並びに政府に對する質疑の通告がありますので、これを許可いたします。大村邦夫君。

○大村委員 たいだい参考人からるる要望がありましたが、その一つは資金規模の拡大、資金量の増額、これが一つだったと思ひます。その次に融資条件。長期低利な融資をしてほしい。さらに需給並びに価格の安定についての要望であつたと思ひます。この点については、私の前の質問者からそれぞれ政府にも要望され、あるいは大臣からも答弁があつたかと思ひます。たまたま私はほかの關係がありましておりませんでしたが、そこで重ねて政府の所信をお尋ねしたいわけでありまして、需給安定等については安定臨時措置法がつくられております。これは長期基本計画が立てられ、毎年実施計画がそれぞれ長期計画に基づいて立てられて実行に移されておるわけでありまして、その長期計画を眺めてみますと、昭和三十八年度におきまして新鉄床に要する予算は、銅鉄、それから鉛、亜鉛鉄、こういうものをすべて合せて、大体三十八年度では三十四億五千三百万円が見込みとして計上されておるわけですが、計上というより見込まれておりますが、この政府の長期計画は、たいだいま説明のありました新鉄床のための必要額は、大体四十億だといふ説明でありましたが、こういう食い違ひが長期計画の中に随所に出てくるんじやないかと私は思ふのです。昭和三十八年度

一年間の実績は、まだ四月に入つてあまり期間がありませんから、必ずしも明確に出ていないと思ひますが、一体政府は融資をし、さらにそれに基づいてそれぞれの探鉱主が新鉄床等について着手したと思ひますが、大体どれだけの資金を必要としたか、そこら辺についてお尋ねしたいと思ひます。

○加藤政府委員 たいだい御指摘のよう、将来探鉱に要します資金量がどの程度のものになるかということにつきましては、鉄業審議会の下に探鉱分科会並びに資金税制分科会というのを設けて、各社の御計画をもとにいたしまして、たいだい御指摘の基本計画にある目標に到達するためにどの程度の探鉱が将来必要であるかというふうな考えから数字を作成をいたしておるわけでございます。たいだい御指摘の数字の中には、安定措置法で指定いたしておりますもう一つの鉄種がござります。マンガンは実は抜けておるわけでありまして、これを含めまして、先ほど新井参考人からお話のございましたように四十億、こういうことに相なるわけでありまして、これは一応四十二年度までの見込み、合計三百九十五億ばかりになるわけでございますが、各年度ごとに実施計画をつくつてまいるのでございまして、この実施計画をいよいよ御審議願うために、きのう鉄業審議会でもスケジュールをおきめただいております。この実施計画の裏づけになる探鉱その他の資金についても並行してさらに精細に検討したい、こういうふうにしておるわけでありまして。

○大村委員 それじや、お伺ひします、実施計画と本年度の実績との比較

をひとつお示し願いたいと思います。

○加藤政府委員 ただいままだ年度を終わらせたばかりの時点でございまして、もう少し御猶予を願いたい、こういうふうに存するわけでございまして。

○大村委員 要約して言えば、いま参事官が申されたように昭和三十八年度約七十億の中で、新鉱床に必要な資金量が約四十億ということでありまして、政府が計上した昭和三十八年度のこの種の融資規模十四億六千五百万円、さらに本年度の二十億というものを資金の必要量と対比した場合に、きわめて少ないということが言えると思ふのです。この点については将来の方向を早急に、来年度あたりは予算に計上されたいと思ふけれども、政府当局として、できるだけ期待に沿えるように努力をするのかどうか。つまり資金量の確保。それから重ねて言っておきますが、この長期低利の融資七・五%を六・五%にしろという答申が出ておりますが、そのとおりにいけないにしても、長期かつ低利の方向に努力をするのかどうか、その点を重ねてお聞きしておきたいと思ふます。

○加藤政府委員 第一点の融資比率を含めましての全体の資金量の問題でございまして、先ほども参事官からお話がございましたように、三十九年度を例にとりますと、新鉱床探査だけで大手で大体二十億あるわけでございまして、本年度の融資に回し得る金が大体二十億でございますので、五〇%しか見れない、こういう関係に相なるわけでありまして。一方、業務方法書等には、原則として六割までは融資を見ていいのだ、場合によれば七割までを貸し出していいのだということに相なっ

ておりますので、私どもとしては、今後業務方法書で許される最大限のところまで資金の確保ができるように努力を続けてまいりたい。一方融資条件、特に金利のお話が先ほどもございまして、この点につきましても今後逐次改善の方向に努力してまいりたいというふうな存じております。

○大村委員 同時に、つけ加えておきますが、説明にありましたように、新鉱床探査補助費の単価がきわめて辛い。具体的に説明がありまして、一万四千円も要するの五千円程度、三五%程度しか見積もっていない。全体の資金量をふやしても、そういう単価のほうからきわめて低いということでは、のどから手が出るほど金はほしい、探鉱をやつてもらいたいと思つても、自分の出資金が負担が多ければ勢も鈍ってきますから、そういう点もあわせて要望しておきます。つまり単価の引き上げであります。

時間も経過しますから、おもな点だけ一、二質問しますが、先ほど板川委員も質問の中で大臣の所見をただされた問題でありますけれども、重要金属の需給及び価格の安定についてでございます。これは私が申し上げるまでもなしに政府自体が認めておられますように、単に金属鉱業という一つの産業の問題だけではありませんで、基礎物資の安定需給に関する国民経済全般につながる問題でありますから、政府としても相当考えてみなければならぬと思ふます。御承知のように、数年前には金属鉱業はきわめて状態が悪化しまして、危機的な様相を示しました。しかし最近において国際価格が上昇しまして、昨年の十月

の銅の自由化あるいは今年二月の鉛、亜鉛の自由化の実施でも、それほど影響を受けておりません。しかしこの国際価格は、沢田委員の質問あるいは板川委員の質問にありますように、かなり投機的な要素があると思ふのです。鉱山局長の御答弁も、経営も弾力性が乏しくて、それに加えて旺盛な需要にこたえられない、旺盛な需要がある、したがって十分需要に供給が追いついていないから高値を呼んだ、こういうことではあるが、なるほどそうだと思います。この今日の国際価格の高騰がそういう原因であるということばかりですが、この状態が一体どれくらいまで続くか、これはなかなか見通しがむずかしい問題であります。政府のほうではこういう状態がどの程度続くとお考えになっておられるか、その見通しのほどを聞きたいのです。

○加藤政府委員 たいへんむずかしい問題でございまして、私、その点についていろいろ気を使つておるわけでございまして。まだ深く具体的に検討いたしておらないわけでございまして、業界筋の一部の有力な御意見としては、年内一ぱいくらいは続くのではなからうかという有力な御意見もあるということをお聞きしております。

○大村委員 私の質問がきわめてむずかしい質問ですから、その程度でけっこうだと思ふますが、そういう年内程度で価格変動がかなりあるというときに、もし価格の変動が、いいほうならいいのですけれども、いまのお答えでは、この国際的な高値がダウンするであろうという御回答であつたと思ふますが、そういう場合に、政府はどういう価格安定の方策を立てておられるのか、こ

こら辺についてお尋ねしたいと思ふます。

○加藤政府委員 かつてまんで申し上げますと、一つは関税の面の対策であるわけでありますが、御承知のように、銅地金におきましては、昨年の四月から形式的には自由化したしてありますが、銅地金にきつましては、いまだに暫定的な関税の制度で、銅につきましてはいわゆるタリフ・クォータ制をとつておりました。国内の需給状況から見まして必要分については無税で輸入を認めるけれども、それ以上の数量の輸入については高い関税を課す、これは一例でございまして、そういう暫定的な関税制度あるいはタリフ・クォータ制度といったような面の措置をとつておるわけでございまして。

それから、いま御指摘のような場合が今後起こり得るわけでございまして、そういう場合には、いわゆる緊急輸入制限なり、緊急関税制度という制度がございまして、これをできるだけ弾力的に運用してまいりたい。特に今度の関税の改正で、新しい制度といたしまして、鉛、亜鉛につきましては安定帯価格のものをづくり、それに準拠しまして、ある一定の幅に国際輸入価格がある場合は、ある一定金額の関税を課するが、それよりも安く国内に入ってくる場合は、果敢に関税が自動的に高くなるというような制度も今度新しく実施をいたしたような次第でございまして。

それからもう一つの点は、特に関係需要業界との協調の面であるわけでございまして、御承知のように、一例といたしまして、銅につきましては、業界の自主的な発意によりまして銅鉱業

振興協会というものができております。今後合理化をいたしまして十分国際的に対抗し得る価格に達するまでの間、国内の鉱山に対して、需要業界からの出捐によりまして国際価格との価格差を補助する、交付金というところで差額を埋めるといふことで、非常に順調に動いておるわけでございまして。これは一例でございまして、そういう需要業界との協調体制を今後とも密にしていきたいと思います。安定臨時措置法の中にもそういう規定があるわけでございますが、そういう規定も今後の状況の成り行きによりましては発動する、それにまいります。また、おきか、われわれの行政指導と申しますか、そういう面では相当協調体制を確立して、そういう外部からの攪乱要素をできるだけ食い止める、こういうふうなことをいたしたいと思つておるわけであります。

○大村委員 関税措置とかいう点も、御承知のように開放経済体制を迎え、貿易の自由化がどんどん進んでまいりますと、ある程度は許されるにしても、そうそう高値に伸びていくということとは問題のあるところで、なかなかその面だけでは対処できないと思ふます。それから御説明にありましたように、銅地金会社についてですが、この実績を見ますと、昭和三十二年手持ち自己資金が一億五千万円、五百トンの買い付けを行なつております。昭和三十七年手持ち自己資金三億四千万の買い付け、この金額は大体千三百トンの買い付け、この金額は大体千三百トンの相当のものであると思ふます。一方国内の好質の地金は約十万吨、そのうちの千トン程度しか取り扱ふだけの資金能力がない。こういうことでは、あ

る程度は役に立つでしょうけれども、ただいま御答弁になりましたように、年内で高値がダウンするかもしれないというような状況の中ではむしろ少しくとも十万吨の半分くらいの買い付けができる、これくらいの内容でなければならぬと思います。さらに銅鉱業振興協会についてですが、御承知のように三十八年四月に発足しまして本年二月までの拠出金、交付金は、拠出金が八億九千万円ですが、これとて同じことが言えるのじゃないかと私は考えるわけです。

そこで、いままでの議論の中でもいろいろ出ましたように、銅、鉛、亜鉛という金属は、その性質上特に移動、保存に便利である、それから変質をしない、価格も高い、資源が偏在して、特定の資源国の事情あるいは世界の政治、経済事情によって供給量の変動しやすいという点があります。さらに地下資源産業ですから、経営の弾力性がない。先ほど鉱山局長がお答えになったとおりであります。そういうことから、需給変動に対して直ちに生産を調整することがむずかしい。このような産業の特殊性から授機の対象になりやすいということは御承知のとおりであります。そういう需給の著しく変動しやすい傾向を持っておるのですから、いまのような好況のときに対策を立てなければならぬと思います。極端に言いますと――極端というより、これは実績があるのですが、好況のときには高値で輸入する、不況になると減産、あるいは安値で輸出をやるといことが繰り返される。言いかえますと、不況時に日本から安い価

格で輸出をしたものが、高くなると日本の商品がそのまま入ってくるということが繰り返された実績があると思えます。これはたかさんという意味ではありませんが、昭和三十七年五月から三十八年六月までに、銅について、つまり不況だから減産をしたその総額が約五万四千トン、輸入は翌年の三十八年度では七万八千トン、この輸入の七万八千トンを、トン二十三万三千円、つまり一トン当たり価格で換算してみますと約百八十一億であります。五万四千トンの減産の一方では翌年に七万八千トンも輸入をしておる。これは外貨確保の上から私は非常に問題があると思えます。ですから、この差し引きを見ますと大体五十五億、もし政府のほうで需給安定機関を持って、安いときでもそれを買って付けておれば、今度品不足のときにそれが出されるわけでありまして、百八十一億も外貨を失わなければならないということにならない。この計算でいきますと大体五十五億円程度で済んでいます。鉛についても同じであります。昭和三十七年六月から三十八年六月までに減産量が大体二万五千、一方、推定であります、輸入量が三十八年度で約三万、価格に換算しますと二十四億、減産した量を換算しますと二十億、これが需給安定対策機関があれば四億程度で済んでおるわけでありまして、亜鉛については逆でございまして、そういう必要がない。こういう実績が出ていますから、鉱業界の安定ももちろん必要であります。さらに大乗的な見地に立って、外貨の確保という意味からすれば、大臣の答弁にもございましたように、これはおさな

りじゃないでしょうけれども、早急にそういう対策は講じなければならぬと考えるのですが、その点どうでしょう。○加藤政府委員 ただいま御指摘のような経験が過去にもありまして、これではいけないということ、お話がありました銅地金会社というものができたわけでございますが、その後のこの会社の運用を見ておきますと、一つは資金面、一つは独占禁止法等との関係から、必ずしもうまくいっていないというのが実際の状況であるわけでございます。たまたま開放体制にいよいよ突入するということもございまして、ただいま問題になっております価格、需給安定という面を、そういった広い立場から考える必要もあるのではないかと、先ほど参考人からも御要望のございました需給価格の安定機関の必要性ということが出てまいりましたわけでございます。実は私も多少ニュアンスが違いますが、そういう半官半民の特別な機構をつくったかどうかということ、仮称ではございましたが、鉱産物会社構想なるものを持ち出して折衝をやったわけでありました。たまたま先ほど来御指摘のようにな、世界的に鉱産物市場が非常によくなってきております。一方、先ほどちょっと触れましたが、関税の制度におきまして、たとえばスライド関税制度とかいろいろそういった面の裏づけができて、この問題につきましてもはもう少し時間をかけて検討したほうがいいのではないかと、ことに相なりまして、一応本年度の施策としては見送りというふうに遺憾ながらなりましたわけでございますが、私も引き続きましてこの問題について検討い

たしてまいりたいというふうに存じておるわけでございます。○大村委員 時間がございませんで、これでやめますが、締めくくりにして申し上げておきます。先ほど参考人がる申し述べられましたように、一般の企業概念、理念ではなかなかこの種のものは経営ができて、それほど複雑であり、国際的な価格等に影響されるところも大きいし、企業自体が自由化を控えてきわめて劣悪な条件にある、あるいは金属鉱業そのものが経済発展に不可欠の物資を供給するきわめて重要な産業でありますから、そういうものについては早急に強化する必要があると思えます。ところで、今日事業団の内容を見ますと、なるほど地質構造調査が入ることになりましたが、対象はともに大に限定をされておるのは御承知のとおりでございます。これをさらに発展強化する意味におきまして、将来大にだけなして、中小双方を対象とする、そして業務も今日の業務をもう少し拡大して、先ほど申しました需給価格の安定あるいは合理化の推進、こういう機能を十分發揮できるように、かつ一手に引き受けるような機関にする、たとえば石炭の場合には合理化事業団がありますが、そういう総合的な、十分機能發揮できるような事業団に将来すべきではないかと考えるのですが、その点についてのお考えはどうでしょうか。

して、したがって、この精密構造調査によりまして利益を受ける鉱業権者の中には当然中小鉱山も含まれるわけでございます。それから、事業団のもう一つの仕事でございます融資業務もさらに対象として中小鉱山に向けたらどうかという点でございますが、これは先ほど田田先生の御質問にお答え申し上げましたように、かつて議論をいたしまして、その結論として、中小鉱山には、将来返さなければいけない融資ではなくて、やり切りの補助金にしたらどうか、大手につきましては新しい事業団の融資業務の対象にするということとで結論を出したわけでございます。中小鉱山に対する探鉱の面の促進といったしましては、ただいま参考人からも御要望のございましたように、将来、やはり現在の三億という金額では足りないという感じを私自身も持っておりますので、これをできるだけ増額するよう

に努力いたしますと同時に、先ほど御指摘のございました単価が最近の物価、労賃等の値上がりから必ずしも実情にそぐわない点が出てきている、こういうことでございますので、そういった単価の面においても努力をいたしまして、この補助金制度をさらに実のある有効なものにいたしたい、こういうふうに考えております。それから事業団で何かもやれるようにしようという実はお話なのでございますが、今後そういった点、一つの御意見として拝聴したいというふうに考えますが、先ほどございました新しい需給価格の安定機関、そういった機関をどうするかという問題等にもか

らみまして十分検討をさせていただきます。

○加藤政府委員 今度新しく事業団が行ないます精密構造調査、これは現にその地域にある鉱業権者が大手であろ

うと中小であろうと、そういうことにかかわりなしにやるわけでございます。

たい、こういうふう存するわけでありませう。

○大村委員 私がいま申し上げたのは、別に奇想天外な着想ではありませう、石炭事業にもちゃんとあるのですから、そういう方向にひとつこれから検討していただきたいと思います。

まだいろいろ小さい点もあります。が、あまり小さい問題で時間をとって皆さん迷惑でしょうから、これで終わります。

○板川委員 せっかく参考人が来ましたから、二、三伺います。

新井さんにまず第一に伺いますが、先年融資事業団が発足して、多年の業界の要望というものもある程度通ったものと思うのですが、融資事業団の発足した後の融資事業団の効果というのですか、そういうものはどの程度業界として感じられておるのですか。

○新井参考人 融資事業団ができて、非常に窮屈であった探鉱資金がだいぶ潤沢になりました。まだ集計はできていないと思いますが、おそらくこの四月末の発見鉱量というものは戦後最大だろうと思います。これは戦後最大の発見鉱量を出していると思えます。

○板川委員 もう一点伺いますが、今度の法律で、前の委員会の決議に基づいて、融資事業団が融資のほかにさらに地質調査という名前でもみずから探鉱をするということになったわけですが、今度の法律改正による地質調査という名目の探鉱に対して、たとえば業界全般としてどういう期待を持っておるのですか。実は御承知のように、今度の場合には補助金の予算が八千万しかない。都道府県や鉱業権者の負担を

合わせましても一億三千四百万の事業規模しかない。これでは指定地域における地質構造調査の上で、どの程度の貢献があるだろうかと思はれるのです。宮崎さんでもどちらでもけっこうですが、御答弁願いたいと思います。

○新井参考人 昨年、地質調査所に八千万の広域調査の予算がつきました。地質調査所を中心としてやったのは、おもに地表調査と一部の構造ボーリングとということでございます。これではその地帯の地質断面をつくるには十分なものではないです。したがって、

昨年の成果に基づきますこの地帯を究明したならば、この地域の地質構造の概要がわかるのではないかとこの地帯を選んでいたわけですが、この概要がわかりますと、地質構造というものは一地域におきましてはそう変わるものではなくて、それが類推されて初めて鉱床の場が発見されるということとございまして、これは昨年の広域調査に関連いたしまして非常に重要な仕事だろうと思えます。ただ、御指摘のように一億三千五百万ですが、この程度の自主探鉱では、まだ昨年いたしました広域調査の範囲内におきましても十分じゃないか、そういうふうにかえておきます。

○板川委員 宮崎さんに伺いますが、新鉱床探査補助金を通して、その適用を受けておる団体だと思ふのですが、この補助金の単価ですね。ボーリングの場合には一メートル二百五十円が補助の限度である、坑道の場合には一メートル五千円ということになっておる。それで、それが二分の一ということになりますから、ボーリングの場合

には二千五百円見当であれば半分が補助になるわけです。坑道の場合には一万円ということになるわけです。しかし、実際のところの費用がかかっているのですか。ボーリングの場合には、千二百五十円の補助金をもちうることになった場合の実際の一メートルについてのボーリングの費用はどのくらいかかるものですか。

○宮崎参考人 ただいまの御質問にお答えいたします。各鉱山によりまして、鉱床の状態とかいろいろな点で多少単価が違いますが、大体において、たとえば水平坑道なんかは大体一万三、四千元はかかるのではないかと。そうすると、その半分ならば、少なくとも七千円くらいはなければやれない。したがって、現在のような探鉱の助成措置では、実際の経費の三分の一くらいに当たる場合が往々にして出てくる。したがって企業意欲としては探鉱をやらなければいかぬと思いが、どうしても自己資金の充足ができないために、やはり差し控える。そうすると鉱山は勢い衰退を招くということになります。非常に危険なこととございまして、この点よく御理解をいただきます。ぜひ実際の現在の経済情勢の中での真実な価格、それに対して六〇%なり七〇%出していただくようにしていただかなければいかぬのではないかと。外国の数字なんかをいまここで申し上げると、間違ったときにまことに申しわけないから、数字をなるべく差し控えたいと思ひますけれども、アメリカなんかにおきましても、こういう五〇%というふうなことでなしに、大部分が大体七〇%とか六〇%とかいうように出されておるようでございます。

フランスあたりでは、国家が非常に大きな探鉱をやっておる。私の考えでは、要するに国家として国策的な探鉱をやらなければならない。フランスでは本国においても属領においても石油資源とか大きなものをつかんでいる、それが要するにフランスの世界における大きな発言権の背景になっているのじゃないか。これがやはり非常に重要なポイントじゃないか。だから日本におきましても、いろいろな輸出、産業の交流とか、そういうこともまことにけっこうなことですが、やはり基本的な資源の増産、開発というものは長期展望に立って、国が腰を据えてやっていたかなければいかぬのじゃないか、こういうふうな思ひます。これは毎年毎年お願いしていることとでございます。

○板川委員 専門家の沢田君の調査によると、ボーリングが約三千円見当だそうなんです。坑道のほうが一万四千円くらいなんです。そうしますと、半分補助といつても、実は三割何分が四割そこそこということになるのです。これは実情に合致し、補助単価を引き上げなくちゃならぬということにもなると思ひます。

もう一つ伺いたのですが、新鉱床探査補助金というのはいわゆる出来高払いですね。補助金というのはいくくするわけじゃないので、やった結果補助をするということに法律上もなっておる。したがって、中小鉱山のような場合、特に金属鉱物探査事業団の適用を受けない中小探鉱の場合は、自前でやっつて、あとになって補助金をもちう、こういう形になるのです。その間資金の手当てをしなくちゃならないのです。

が、現在どういふふうな資金の手当てをされておるのですか。商工中金からそういう場合に一時借りておつて、そうして補助金がきたときにはその分を返す、こういうような形になっておつて、業界としては別に心配ないじゃないかという説もございませう。われわれの考えとしては、融資事業をこの事業団でやるのですから、一定のリスクを設けて、新鉱床探査補助金をもちうグループにもその補助金の範囲で融資をしてやたらどうだろうか、こういう検討もしたり議論もしたりしたわけですが、実情は商工中金から借りておつて、そういう心配はあえてない、こういうふうなこともあるというふう聞いておるのですが、その関係はいかがですか。

○宮崎参考人 ただいまの、探鉱費の政府から補助を受けるまでのつなぎでございませうが、これは各企業において自主的に金融機関から借りるものもありませう。それからまた、われわれの業界内で全国鉱業協同組合というものをつくりまして、そしてその信用力を各企業にプラスしまして、協同組合が保証いたしましたので、そして商工中金で融資を受けるというふうな形もございませうが、まだこれが万金だとは言ひ切れませう。したがって、先ほども御質問がありました、中小も事業団のほうの融資を受けたらどうか、あるいは私のほうももちろん業界内でそういう意見を、こういうことですが、ただ、われわれが心配するのは、両方をとって、要するに探鉱奨励金もほしいのだ、これをうんとふやしてもいい、しかしそれを言うと同時に今度は融資のほうもやってくれ、それなら片

方は融資をうんとやるから探鉱の補助金を削ってしまうというふうな誤った方策をもしとられると非常に困るわけですね。要するに金があっても、それがいつかは返さなければならぬという金では、実際上ほんとうの意味の助成にはならぬわけですから、中小としては新鉱床探査補助金の増額の上に、なおその補助金がおけるまでの融資ばかりでなしに、現在においては少なくとも半分、あるいは六〇%、七〇%自己資金を出して探鉱しなければできないのですから、要するに補助金が出るのは施行が終わって、役所の検査が済んでからもうわけですから、したがって、要するに作業を完全にやるための自分の資金というものをやはり探鉱事業団から出してもらうようにすればわれわれは非常に望ましいという考えを持っておりまして、ただ一番大事な補助金がそれがために大きな犠牲になるということがあっては困るというので、私はここで主張をちょっと御遠慮したわけですが、ほんとに補助金の増額と同時に、補助金と、プラスして自己資金とで、要するに探鉱するその金を貸してもらえればこれは非常にありがたい。こういうふうな考えでおります。

○板川委員 時間がございませんから、局長に二、三聞いておきたいと思ひます。

やはり当委員会の決議に基づいて海外鉱物資源開発株式会社というのが設立を見た。これは知っておりますか。それのその後の状況を簡単に御報告願ひたい。それと、あとでけっこうですから、資料としても出していただきたいと思うのです。

それと第二は、これは前に聞いたかどうか知りませんが、この法律で非常勤を一人ふやす。この非常勤の理事というのは無給ですか。

○加藤政府委員 海外鉱物資源開発株式会社のいままでの実績を簡単に申し上げたいと思ひますが、御承知の三十七年の九月に発足をいたして、大抵仕事を三つぐらいに分けて、頭を整理してやっておりますが、一つは、海外の鉱山の事情をいろいろ調査するといふ点でございます。この事業につきましても、発足後三十七年の十一月の初めから約二カ月間にわたりまして、ポリビア、ペルー、こういった諸国の鉱山の事情をいろいろ調査をいたしております。それから昨年の九月の下旬から一カ月ばかりの間におきまして、ペルーの鉱山事情の調査をいたしております。さらに最近帰つてまいりましたが、本年の初頭から約二カ月間、アフリカの東海岸におきまして、その鉱山の事情の調査をいたしたわけでございます。それからその次の仕事は、海外に将来みずから手で開発することを目的にいたしまして探鉱事業をやるわけでありまして、これにつきましては昨年の十一月から実施をいたしております。ポリビア、ペルー、シネガール、こういったところがございますが、この探鉱調査を進めておるわけでありまして、それから最後に、いよいよ開発という問題があるわけでございますが、昨年の初めごろから三井金属鉱山さんの手によりまして、前の段階の折衝があつたわけでございますが、ポリビアのマチルデの鉱山、これは鉛、亜鉛、銅、石でございますが、これがいよいよ基本的な契約がことしの一月

にできまして、さらに細部にわたって準備の段階にあるというわけでございます。以上、簡単にございまして……それから探鉱事業団の理事の増員でございますが、これは、現在理事が二名ということになっておるわけでございますが、そのうちの一人は非常勤理事といふことになっておりまして、これは日本鉱業協会の副会長さんにお願ひをいたしておるわけでありまして、これはもうばあ業界との連絡を密にするという趣旨でお願いをいたしておるわけでございますが、今度この法律の改正によりまして、新しく、いわゆる地質構造の調査等の仕事を行ないますために、理事を一人増員するといふこととございまして、今度一人増員するのは非常勤の理事で、新しい仕事を主として担当する、こういうことに相なっております。それから非常勤の理事さんの給与の問題でございますが、これはほんとうのしるしだけというところとございまして、月額二万円というお礼程度のものでございまして、差し上げております。こういうことでございまして……

○板川委員 この海外鉱物資源開発会社も、調査の段階を終わつていよいよ開発の段階に入り、ポリビアの鉛、亜鉛を初めてやることになったと思ひますが、その開発の計画は、聞くところによると三十九年、本年中に計画をくり上げて、四十年、来年から開発をして、四十二年には出荷できるような体制だ、こういうような計画が進んでおるといふことです。海外鉱物資源開発株式会社は、当委員会でも満場一致で附帯決議をして、それに基づいてでき

た半官半民の会社なのですから、これも調査の段階を終わつて、いよいよ開発をするといふことになると、その開発をやる場合に、会社自体が技術陣を持つてやるのか、あるいは加盟企業に委嘱をしてやらせるのかといふことも問題があると思ひますが、政府は将来どういふ形でこれを育成していこうとされるのか。

○加藤政府委員 ただいま申し上げましたマチルデ鉱山の開発、いま先生御指摘のようなスケジュールで進んでおります。いよいよこれが事業開始となると、まず開発からやらなければならぬわけですが、当然そのために必要な資金が要るわけでございます。その資金は、考え方としては、いま五億の資本金であるわけとございまして、五億のうち半分は二億五千万が海外経済協力基金、残りの二億五千万を関係鉱山会社二十二社から御出資をいただいております。当然この出資金をふやすといふことも考えられるわけでございますが、そのかなりの部分を経済協力基金なり、あるいは輸出入銀行の融資によつてこれをまかなうといふふうな考え方があるわけとございまして……

それから、現地の実際の開発の事業をどうするかといふことでございまして、現在考えておりますところでは、マチルデの鉱山は、向こうとの合併で新しく会社をつくるわけとございまして、開発業務の実態は海外鉱物資源開発会社自身が行なう、こういうことで責任を持つて行なう、こういうことでやっております。……

○板川委員 この海外鉱物資源開発会社の最近の事情と今後については、資料をあとでいただきます。これはまた別の機会に質問しようと思ひますが、もう一つ、今度の法律で非常勤の理事を一人置くといふふうな改正になるでしょう。いままでは、法律としては理事何名だ、その中に扱いとして非常勤があるかもしれないと、常勤、非常勤も含めて理事何名といふふうにあると思ひます。今度の場合には、理事を二人以内置くか八条にあって、その二項で、前項の理事のほか非常勤を一人置くんだ、あえて非常勤一人置くといふ法律体系をとつたのはどういふ意味なのか。理事を一人ふやして、しかし、その扱いとして、うち一名は今度は非常勤になるんだ、こういったほうがいままでの法律の形と合っているんじゃないですか。なぜこういう形をとつたのか、ちょっと伺つておきたい。

○加藤政府委員 ただいま先生御指摘のような考え方もあるわけとございしますが、先ほど御答弁申し上げましたように、いままで一人非常勤の理事があつたものでございまして、実質的にはこういう規定のしかたでも支障がないといふことで、これは立法例といたしましては、ほかに農林関係で農業機械化促進法とか畜産振興事業団法、こういったところの立法にも先例があるのでございまして、実質的にこれでは支障がない、当然非常勤理事は、先ほど申し上げましたような意味で業界代表といふことでお願いしたいといふこととございまして、こういうこととにしたいわけとございまして……

○二階堂委員長 沢田政治君。は、参考人も私もある程度理解しているのです、こまかいことは聞きません。そこで新井さんにお伺ひするわけ

ですけれども、これは局長も御答弁願いたしたいと思いますけれども、鉾山の場合は、やはり一つの社会的な責任を持つておるんじゃないかと考えておるわけですね。と言いますのは、鉾山は非常に工業の発達したところに存在するわけじゃないわけですね。たとえば非常に不便なところ、さらには未開発のところ、非常に貧乏な果に多いわけですね。たとえば委員長の出身県だと思えますけれども、鹿児島県の串木野にしても大口にしても、金持ちの県じゃないわけですね。青森県の鉾山にしても秋田県の鉾山にしても後進県です。それで地域格差の是正という意味では非常に大きな役割を果たしておると思うわけですね。そういう意味で、鉾山がつかぬとつかぬじゃないかということには、非常に地域社会に對しても大きな影響を持つ。たとえば秋田県の花岡、尾去沢、小坂、これもほとんど後進の自治体です。岩手県の鶯沢、宮城県の新倉鉾山、岐阜県の神岡、こういう鉾山とともに生きておる人は多いわけですね。したがって、五反百姓でも、鉾山で幾らか賃金を得ればという事で生活しておるわけでありまして、そういう意味で、鉾山がつかぬことは決して鉾山だけの問題じゃない、その地域に對しては大きな影響を与える、こういうふうな考えでおるのです。大げさなことで言えば社会的な大きな責任を持つておるんじゃないかと考えるわけですね。さらに鉾山をつくるという点になると、煙害、鉾毒水の害、こういうことで地域に悪影響を与えるわけですね。それで、つづけた、どこかへ行っちゃうということになつたら、非常に大きな社会問題になるわけ

です。したがって、鉾山というのは決して鉾山という立場だけでなく、これは経営者も考えなければならぬことではあります。鉾山行政としても考えるべきことじゃないかと思うのですが、地域社会に非常に大きな影響を持つておる社会問題でもある、こういう角度から考えるべきじゃないかと考えておるわけでありまして、その点に對する理解、認識を新井さん並びに局長から若干お述べいただきたい、こういうように考えます。

さらに、新井さんは先ほど非常に融資の利子が高い、七分五厘、私も非常にこれは高いということでもきのうも力説したわけでありまして、当然、当たらぬかたらないか、確率は非常に少ないのでございまして、さつぱらんに言うならばばくちのようなもので、いつも言うように山師の間には万三つ、千三つということばがあるように、それほど非常に危険度が多いわけですね。それに対して七分五厘は非常に高いと思います。本来ならば国の資源なんだから、たとえば林野庁が森林をやつておるうちに、あれは国の資源だ、国がその資源を保護したり開発すべきである、こういうふうな考えでおるわけですね。しかし、そこまでいわずとも、少なくとも七分五厘という利子という意見を持つておるわけだけれども、この点に對して新井さんはどう考えているか、この点を伺いたいと思います。

それから宮崎さんにお伺いしたいわけでありまして、たとえば全般的な産業のことを議論する場合には、どうしても大企業より中小企業に政治の恩恵が薄い、こういう点をわれわれは指摘しておるわけですね。したがって、鉾山についてもその点は謙虚に言えるのではないかと、こういうふうな考えでおるわけですね。三億円のたの金をやつておるのだから、これは大企業より歩がはいんじ、ないかと言いますけれども、大企業と中小企業はどだいい力が違うわけですね。企業力が違うわけですね。したがって三億円という額は少ない、しかも融資の面も考えるべきである、こういうふうに考えておるわけでありまして、ところが、先ほどあなた度は補助金のほうをとられるのは重大事だ、こういうことを言つておられるので、私は非常に敬意を表するわけでありまして、通産当局が大蔵省に予算折衝をする際に、やはり中小企業に對しても融資をやるべきではないか、こういう意見を述べたのに對して、ではこの補助金は要らぬんじゃないか、こういう議論が出たとか出ないとかいうように聞いておりますけれども、私は、少なくとも企業力は中小企業と大企業と、鉾山の場合でも違ふんだから、これはやはり補助金は補助金、そうしてさらに融資もしてやる、こういうことが必要だと思ふので、あなたの偽りのないほんとうの所信をその点に對してお述べいただきたいと思ふのです。

なりあるいは一産業という感じだけでものごとを処理してはならないという御趣旨の御質問であります。私ども全くそのとおりに感じておるわけでありまして、鉾山が特定の地域とつながりを持ちながら発展していくということは、ひいては当該地域の開発のためにも非常に貢献するわけでございまして、今後ともそういう感じを、鉾山政策を推し進めていくべきであらう、こういうふうな存じております。

○新井参考人 特にいま問題になりましたのは金属鉾山のことで、金属鉾山は先生も御存じのように、その地方の労働力を使うということでありまして、ほとんど出かせぎ、いわゆる悪いことばで言うところの出かせぎの労働力でありまして、その地方の振興に非常に貢献してゐると思うのであります。直接に從事するもの以外に、その鉾山町の経済というものが、またその付近の経済に非常に貢献していると思うのであります。こういうことを申し上げるとなると、現在地域格差の是正とか、各特定地域の振興とか言つておりますが、鉾山は動くわけにいかぬので、自然条件、その位置しかございませんで、それでやつておられますが、現在そういう御趣旨の地域振興につきまして十分尽くしてゐると思ひますけれども、この認識が非常に足りないと思ふのです。いろいろな病院の問題にしろ、学校の問題にしろ、道路、その他公共的な問題、全部企業の負担においてやつてゐるものが現在であります。したがって、いま先生も言われたように、これを地域格差の是正という方面から見ますと、どうしても、国といたしましてはこれに對する施策が少くないのじやないかということをお私たちが当事者として非常に考えてゐるわけであらう。今後国としても積極的にそういう施策を反映すべきである、そういうふうな考えてゐるわけでありまして、

○宮崎参考人 ただいま沢田先生から御質問がありました。私は考えますのに、鉾山の中で中小の差と、それからまたほかの産業と鉾山との比較、こういう点に對しては非常に欠けてゐるところがあるのじやないか。つまり、高度成長政策というふうなことで、これは国民経済の全体の伸長ということであつたけれども、それがあつたにもかかわらず、時間的に走り過ぎると、産業によつては、その速度についていけないような産業もたくさんの中にはあるはずなんです。それからまた、大きいものと小さいもの、順応性が非常に違ふじやないか、そういう点に對して、社会のいわゆる経済評論家にしても、そこにちつとも思ひがいていないというように私は感ずるわけですね。

いま、これは私に對する質問ではあります。鉾山が、地域社会の考え方のお話がありまして、アメリカである鉄鋼会社が合併問題が起つた。そうしますと、その小さいほうの鉄鋼会社の所在地は、その鉄鋼会社だけに對してその町が形成されてゐた、だから町は絶対に反対した。ところが、事業体そのものは大企業と合併したほうがいいというので合併を決議した。ところが、アメリカの最高裁はこれを許可しなかつた、合併を認めなかつた。それは要するに、地域社会に非常に影響を与えるからいかに

ね。それと同じように、日本の経済全体を成長させていくことはまことにけつこうなことだけれども、それがよく進めるような勢いで行くときに、その中に飛沫を受けてつぶれるものがたくさんあるということは、これはあらゆる産業政策の中で、一つ一つの産業政策と同時に全体の産業政策の中でも、やはり総合的にそういう悪い影響がなるべくないようにして、そうして時間をかけてやってもらわなければいかぬものがあるのじゃないか。

中小鉄業の対策におきましても、ここに通産省の局長さん以下課長さんおそろいでまことに申しにくいのですけれども、自由化というものをわれわれが叫びまして、自由化対策というものをやってもらわなければ困る、特に中小は非常に深刻な打撃を受けるから困るのだというところである。お願いしたのですが、自由化対策のほんとうに顕著なものというものはあまりございません。深鉄奨励金というものはもとと一般的な鉄業政策として、自由化対策とは別にあったのです。一般的な鉄業政策の一端として深鉄奨励金が中小にある、これがやや増強されたというところですね。そのほか日本鋼鉄振興協会による交付金の内容において多少の格差がある。要するにこの程度の鉄業政策をわれわれはもうだいたいしているわけです。この自由化というものは、これからは非常に深刻な影響を持つてくるのじゃないか、だから鉄業全体でなく、特に中小なんかにおいては、この程度の施策でもう自由化対策ができたというような考えを持たれたら非常に困るのじゃないか、私はこういうふうに心配しております、先生

の御指摘をいただきましたので、まことにわれわれの努力も足りなかったが、これから一そう先生方の御理解のもとにこの施策を十分にやっていたかなければいかぬ、こういうふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。

○沢田委員 中小企業の政策、特に中小鉄山に対する政策の貧困について、あなたも一致されましたし、私も同感でございますので、これ以上は聞きません。

ただ、小さい問題ですけれども、最後に、附帯決議では中小鉄山振興のために機械の貸与等の援助をする、こういうことが出ておるわけでありませうけれども、機械なんか非常に不自由だ、足りないという不平を聞くわけですが、したがって率直に中小鉄業の立場から、附帯決議に盛り込まれた機械の貸与等がなされておるのかどうか、いまの現状で満足しているのかどうか、一言だけでもいいから簡単にお願いいたします。

○宮崎参考人 従来いろいろな問題につきまして、衆議院におきまして附帯決議をいただきまして、十分な御配慮をいただいておりますので、十分な御配慮が、しかし中小鉄業の助成策というものはいろいろな法律とか規制の中に生まれておりました、大体鉄業の基本的なものに關しては従業員が千人というように規定になっておりますけれども、中小対策の中には、この千人の適用を受けられないいろいろな保護策があるわけですね。そのある部門においては、これは鉄業は千人だ、千人までは保護を受けるんだという適用を十分に受けられないようなものも私はある

ように思いますので、きょうはあまり詳しくそういう問題にお答えするような準備もなしに、いきなり三十分前に連絡を受けてここへ飛んできたようなわけで、十分な御説明のできないことはまことに申しわけないと思っておりますが、十分われわれもまことに検討いたしました、今後先生方にも、またお役所のほうにもお願いしたいと思っております。

○中村(重)委員 時間がございませぬから簡単に、関連して参考人にお尋ねいたしますが、新鉄床探査に鉄業権者が年間投資している費用はどのくらいありますか。

○宮崎参考人 ただいま中村先生の御質問は中小の範疇ですか、全体ですか。

○中村(重)委員 中小です。

○宮崎参考人 全体の探鉱費の中で新鉄床だけに局限いたしますと、十億ないし十二、三億くらいのように考えております。

○中村(重)委員 審議促進で急に來ていただいた、たいへん御迷惑をかけました。むずかしいお尋ねになります。生産費に占める探鉱費は大体どの程度になっておりますか。

○宮崎参考人 お答えいたします。全体のコストの中で占める探鉱費が約三分の一、その三分の一の中に新鉄床だけがまた三分の一ということになって、たとえば十億のうち三億が全体の探鉱、その三億のうち三分の一が新鉄床の分、こういうふうになっておるようでございます。

○中村(重)委員 金融機関が、探鉱をおやりにする場合どういう反応を示すのですか。たとえば危険であるということであまり金を貸したとらない、そういうような実情にあるのじゃないか。

○宮崎参考人 探鉱費の融資ということとは、一般的には金融機関は取り上げません。大企業ですればどうかかわりませんが、少なくとも中小企業においては、探鉱をしますから探鉱費を貸してくれということじゃ、なかなかそういう名目だけでは融資はほとんどないのじゃないかと思っております。ただ先ほども申しましたように、新鉄床探査の政府の助成がましますと、それに対しての融資については、協同組合を通じてとか、あるいは県によっては県が融資しているところもあるようでございますが、それは要するに政府の補助額がましますと、それは必ずあるときがくれば、探鉱を完了すればもらえるところで、対象にすれば融資の対象になる、それ以外はなかなかならぬと思っております。

○中村(重)委員 そこで探鉱はやりた、金は無い、こういうことで実際足踏みしておるのが現状ではないかと思っております。資金の面が隘路になりますか、あるいは探鉱事業のコストが先ほどお答えのように非常に高くておるわけですが、このコスト面から足踏みを踏むのか、どちらのほうが隘路になっておるのですか。

○宮崎参考人 これは要するに両方でございます。たとえばいまのコスト三分の一を占める、これを倍にするということは非常に大きな影響力を持ちますから、資金があるのみでも、なかなかそんなものは、経営にいわゆる弾力がなければなりません。したがって中小で新鉄床探査補助金をよけいふや

してもらいたいという切実な叫びをしておるのもそこにあるわけでありまして、資金の面からいっていわゆるコストの面から無謀な探鉱はできないわけですが、そのできないのを政府の助成によってやらしてもらいたい、探鉱は鉄山の生命ですから、その生命を、基本的な一番大事なところを政府に十分保護してもらいたいというのが、新鉄床探査補助金の大幅増額をお願いの根拠であります。

○中村(重)委員 そこで鉄山局長にお尋ねしますが、探鉱融資事業をおつくりになったということは、ただいま参考人がお答えになったような実情に即して、どうしてもこれは国が積極的に取り組んでいかなくちゃならぬ、そういうことでの事業をおつくりになったと思うのです。そのとおりに考えてよろしくございませうか。

○加藤政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、中小鉄山につきましては補助金でいこう、中小以外の手につきましては融資でいこうという整理のしかたをいたしました、現在の三億の金で十分であるかどうかという御質問等あるわけでございますが、これにつきましては、先ほどお答えを申し上げておきますように、全体の金額を今後増加して、さらに単価の点についても問題がございますので、それも適正化の方向に努力をいたしたいというふうに考えておるわけでありませう。

○中村(重)委員 あなたの基本的な考え方はどうなんですか。地下資源の開発というものは、きわめて重要なことですね。石炭と違った意味でその重要度合いというものは高いわけですね。

それが実際の事情は、各委員から指摘されたとおりであるし、参考人があるお答えになったとおりなんです。いまあなたは、ことばとしては前向きな答弁をしておられるようでありますが、どのような前向きな答弁をされても、政府がどのようにこの問題に取り組んでいくかということで、問題はその方向がきまってくるわけなんです。中小銀行に対する補助金の問題にいたしまして、あるいは大手に対する融資の問題にしまして、いま政府のやっておるような、裏づけをしておるようなことでは、どうにもならぬ。これははっきりしている。だからあなたとしては大蔵省に対する予算折衝も、もっと補助額をふやしてこい、あるいは融資ももっとふやさなくてはならぬ、こういうことで取り組んだのだらうと思えますが、まず大蔵省と折衝する場合に、あなたの基本的な態度が私には一番重要だと思ふ。探鉱事業というものは国でやるから大蔵省と折衝する場合でも、おのずから基本的な考え方があるならば、おのずから出てくる。そのことが補助額にいたしましてもあるいは融資額にいたしましても違ってくると思う。基本的なあなたの考え方はどうなんですか。

○加藤政府委員 探鉱の面につきまして国が直接的にやりますのは、私のいまの段階における感じといたしましては、今度の新しい事業団の精密構造調査を逐次地域も広げまして積極的に進めよう、それによりまして、これは実を申し上げますと、従前は個々の企業でおやりになったわけでございます。少なくとも事業団が新しくそういう仕事をやる限度においては、いままでの個

個の企業で負担なさっておった負担分が少なくなるということになりますので、この事業団の結果を直接的な参考とされまして、個々の鉱山会社でいわゆる新鉱床の探鉱を進めていかれる、こういうふうにご考慮のべきではないか、うかという感じでおるわけでございます。

○中村(重)委員 事業団運営について、融資に比重を置いて運営をしますか、あるいは自主的な探鉱ということにウェイトを置いて運営しようと考えておりますか。

○加藤政府委員 先ほど答へ申し上げましたように、これはいわば車の両輪である。融資事業と精密構造調査は関連連せしめながら、融資業務もできるだけ効率的にやろうにいたしたい、というのが私の感じでございます。ただ、この新しい精密構造調査は何分本年度が第一年度でございますので、現在の融資業務との関連において、必ずしもこれが十分バランスしていくかという点になると、十分とは言えないわけでございます。いま申し上げましたような基本的な考え方、今後両方の業務をふやしていくように努力したいというように考えておるわけでありまして。

○中村(重)委員 車の両輪だと言われるけれども、少なくともこの事業団をつくらうとされたときは、どうしてもこの事業団に探鉱を自主的にやらせなくてはならぬ、ここにウェイトがあつたと思う。ところが当初はそういうことではなかった、大蔵省との折衝の結果は、むしろ通産省が期待はずれをしたということが実情だろうと思うのです。ところがどうにかそういう当初の方向に進む形になってきた、やれ

やれというお気持ちだろうと思う。だから今回はこれはいかんともいたした方がありませんが、この後の取り組みです、これは鉱業権者にまかしておつても、先ほどお答えのような隘路もあつてどうにもできません。やはり積極的なあなたのほうにこれに取り組んでいくということをやつていただきたい、ということをお願いをいたしておきたいと思ひます。補助金にいたしましては、こういう実際の現状、実情に合わないようなことではどうにもならない、じゃありませんか。融資にしてもそうなんです。融資にしましても、積極的に取り組んで、四十年程度におきましては、こういうことであまりあなたのほうも委員から締めつけられることのないようにやつていただきたい。また、数回附帯決議もついておる。ところがこの附帯決議も全然問題になつてない。先般ある会合の際に、国会はどうも附帯決議ばかりおつけになるけれども、少しも実行されない、じゃないか、何のための附帯決議だ、といって御指摘を受けた。全く汗顔の至りでございます。私どもも平あやまりにあやまらなければならぬという状態であつた。四十年は大いに期待をしますから、業界の期待にこたへ、また国会の附帯決議の期待に沿うように、そのことが開放体制下に臨む当然あるべき姿であると思ひますから、大いにひとつがんばつていただきたい。そのことを強く要望いたします。質問を終わります。

○二階堂委員長 参考人におかれましては、長時間御出席をいただき、まことにありがとうございます。次会は、明日午前十時より理事会、

理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十六分散会

商工委員会議録第二十号中正誤

△段行誤 正

一五七 ことに ことしに

三二三 が、たとえ、たとえ

四一三 当題 当面

四一六 から、か、

六四六 段階 段階

商工委員会議録第二十一号中正誤

△段行誤 正

二一三 急い 急に

三二五 ものは のは

四二五 秋は 私は

七五八 これる これを

昭和三十九年四月十一日印刷

昭和三十九年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局